

第3期中期目標期間の教育研究の状況についての 達成状況評価における共通方針（中期目標期間終了時評価）

令和3年10月28日 国立大学教育研究評価委員会決定

第3期中期目標期間の教育研究の状況についての達成状況評価（中期目標期間終了時評価）を実施するに当たり、達成状況評価の評価者は「評価実施要項」及び「評価作業マニュアル」に基づくとともに、この共通方針も踏まえるものとする。

達成状況評価の評価者は、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「法人」という。）が4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化（以下「顕著な変化」という。）があったと判断した実績を中心に、中期目標（大項目・中項目・小項目）及び中期計画の達成状況の分析・判定を行い、評価結果報告書（達成状況評価）を作成する。（達成状況評価における段階判定の流れについては、【参考1】を参照）

※ 大項目・中項目については、4年目終了時評価と同じく、小項目の判定結果からの積み上げで判定。

1. 顕著な変化について

○ 法人の取組や活動、成果の内容は多様であることから、「顕著な変化」の有無や程度は一定・一律の基準によって判別することは困難と言える。

このため、以下の(1)及び(2)の点から「顕著な変化」があったと認められるかどうかを判断していく必要がある。なお、その際、法人の「顕著な変化」があったとする判断が社会から見ても妥当であるかという点にも十分留意するものとする。

(1) 法人が4年目終了時評価の際に見込んだ（達成状況報告書に記載した）中期計画の「2020、2021年度の実施予定」に対して、中期目標期間終了時までの実績がポジティブあるいはネガティブに大きく変動したと認められること。

(2) この変動によって中期目標（小項目）の段階判定の判断要素となる特記事項の内容が大きく変動したと認められること。

○ 上記により「顕著な変化」があったと認められた場合、4年目終了時評価結果における中期目標（小項目）の段階判定を変更することができる。

この場合、4年目終了時評価結果の判断を十分留意して慎重に判断する必要がある。

2. 中期目標（小項目）の分析

○ 法人が作成・提出した「達成状況報告書」に基づき、中期目標（小項目）ごとに、特記事項として「優れた点」や「特色ある点」を抽出するに当たっては、以下の点に留意する。

◆ 達成状況報告書には、法人が顕著な変化があったと判断した取組や活動、成果として、「優れた点」や「特色ある点」が記載されている。この達成状況報告書における記述が曖昧（増加、充実、拡充、多様、高水準など）で、具体的な実績（数値や事例）が記述されていないなど、法人による自己分析が具体的かつ客観的とは言えない場合には、「優れた点」や「特色ある点」として抽出しない。

- ◆ 4年目終了時評価の際に達成状況報告書に記載された取組や活動、成果については、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においても、それらの進展を反映した特記事項として記載されることが想定される。

これについて、4年目終了時評価時点からポジティブな面で顕著な変化があったと認められないと判断する場合には、4年目終了時評価結果で抽出した特記事項（「優れた点」又は「特色ある点」のいずれか）と同じ内容とする。

一方、4年目終了時評価結果において特記事項として抽出されていなかった取組や活動、成果については、顕著な変化があったと認められないと判断する場合、中期目標期間終了時評価においても抽出しない。（顕著な変化があったと認められると判断する場合には、特記事項（「優れた点」又は「特色ある点」のいずれか）として抽出する。）

- ◆ 達成状況報告書の記述内容が曖昧なため、具体的な実績を確認しなければ判断が困難な場合には、書面調査後に「分析に当たっての確認事項」として、法人に資料提出等を依頼することができる。

- 達成状況報告書には、中期目標（小項目）ごとに、第3期中期目標期間終了時までに「達成できなかった点」、4年目終了時評価の際に指摘された「改善を要する点」の改善状況が記載されている。中期目標期間終了時評価において、特記事項「改善を要する点」として抽出するのは、中期目標（小項目）の下にある中期計画の分析・判定の結果が「十分に実施しているとはいえない（【1】判定）」の場合とする。

ただし、教員占有率（定量的な指標）については、法人が所在する自治体における採用状況という外的環境要因等が大きく変化したことが認められる場合には、4年目終了時評価と同様、取組のプロセスや内容を総合的に評価することとし、この指標の未達のみをもって「改善を要する点」として抽出はしない。

3. 中期計画の分析

- 中期計画の段階判定において「中期計画を実施し、優れた実績を上げている（【3】判定）」と判定する場合には、「優れた点」や「特色ある点」を抽出する場合の考え方に留意して、中期目標（小項目）に照らして「優れた実績を上げている」に該当するか否かを判断する。
- 4年目終了時評価の際に達成状況報告書に記載された「2020、2021年度の実施予定」について、中期目標期間終了時において顕著な変化があったと認められない場合は、4年目終了時評価結果と同じ段階判定とする。ただし、当該中期計画に定量的な指標及び目標値が含まれている場合は、その達成状況も踏まえた上で段階判定を行う。
- 4年目終了時（令和元年度末）以降に新設された中期計画の実施状況については、中期目標期間終了時まで（最長2年度分）の実績をもって、分析・判定を行う。
なお、4年目終了時以降に変更された中期計画の実施状況については、変更の程度や中期目標期間終了時までの実績を勘案して、4年目終了時評価結果も踏まえつつ改めて分析・判定を行う。
- 達成状況報告書の数値等に疑義がある場合などについては、書面調査後に「分析に当たっての確認事項」として、法人に資料提出等を依頼することができる。

4. 5、6年目の学部・研究科等の実績の取扱い

○ 5、6年目の学部・研究科等の実績の取扱いについては、あくまでも中期目標（小項目）や中期計画の達成状況に大きく作用していることが明らかであり、かつ顕著な変化が認められるかどうかで判断する。

○ この判断に当たっては、法人の規模を踏まえつつ、中期目標（小項目）や中期計画の対象（法人全体、教育課程等）に対する、5、6年目の学部・研究科等の実績が占めるウェイト（影響度）に十分留意する。

※ 第3期中期目標期間における教育研究の評価では、次期中期目標・中期計画の検討に資するなど4年目終了時評価を重視しており、中期目標期間終了時評価では、文部科学省国立大学法人評価委員会の決定により、評価の効率化を図るため、学部・研究科等の現況分析や研究業績水準判定は実施せず、中期目標に関する達成状況評価のみ実施することになっている。

したがって、5、6年目の学部・研究科等の実績については、中期目標・中期計画の達成状況において、法人が4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した場合に達成状況報告書への記載を求めることにより、その実績を把握することとしている。

5. 戦略性が高く意欲的な目標・計画の取扱い

○ 「戦略性が高く意欲的な目標・計画」については、達成状況のみによらず、プロセスや内容を評価するなど、積極的な取組であることに留意して適切に評価する。中期計画どおり実施できていない場合においても、教育研究の質の向上や高い教育研究水準の実現が確認できる場合は、「十分に実施しているとはいえない（【1】判定）」とは判定しない。

なお、プロセスや内容を考慮して中期計画の達成状況を判定した場合には、その旨を書面調査シートの「判断理由」欄に記述する。また、段階判定の判断に必要な場合に限り、書面調査後に「分析に当たっての確認事項」として、法人に資料提出や説明を求めることができる。

6. 「大学機関別認証評価結果」等の他の評価との関係

○ 中期目標（小項目）及び中期計画の達成状況を分析・判定するに当たっては、機構事務局より基礎資料として提供される「大学機関別認証評価結果」等の他の評価結果を参考とする。

7. 評価結果報告書（達成状況評価）作成の方向

○ 評価結果報告書（達成状況評価）における判断理由や特記事項（「優れた点」及び「特色ある点」など）については、中期目標・中期計画に基づく達成状況評価であることに鑑み、前回（4年目終了時評価）の実績も踏まえて、機構事務局から表現例を含む具体的な留意点を提示する。達成状況評価の評価者は、留意点を踏まえて記述する。

<具体的な留意点（例）>

◆ 「我が国で初めて」、「国内大学で唯一の取組」及び「世界的にも珍しい」などの表現は、根拠となる資料・データ等で確認できる場合を除き、原則として使用

しない。

- ◆ 増加等の比較については、時期と数値を明らかにする。

(例：令和元年度末の○%から令和3年度末の○%に増加している。)

8. 新型コロナウイルス感染症による影響を考慮

- 4年目終了時評価では、新型コロナウイルス感染症の影響下における各法人の対応（例：オンライン授業の活用による学習機会の確保、学生に対する経済的な援助）について、特記事項として積極的に抽出した。

中期目標期間終了時評価においても、これらの進展や新たな取組等を踏まえ、ポジティブな面で顕著な変化があったと認められる場合には、特記事項の変更（例：「特色ある点」から「優れた点」への変更）や追加など、積極的に評価する。

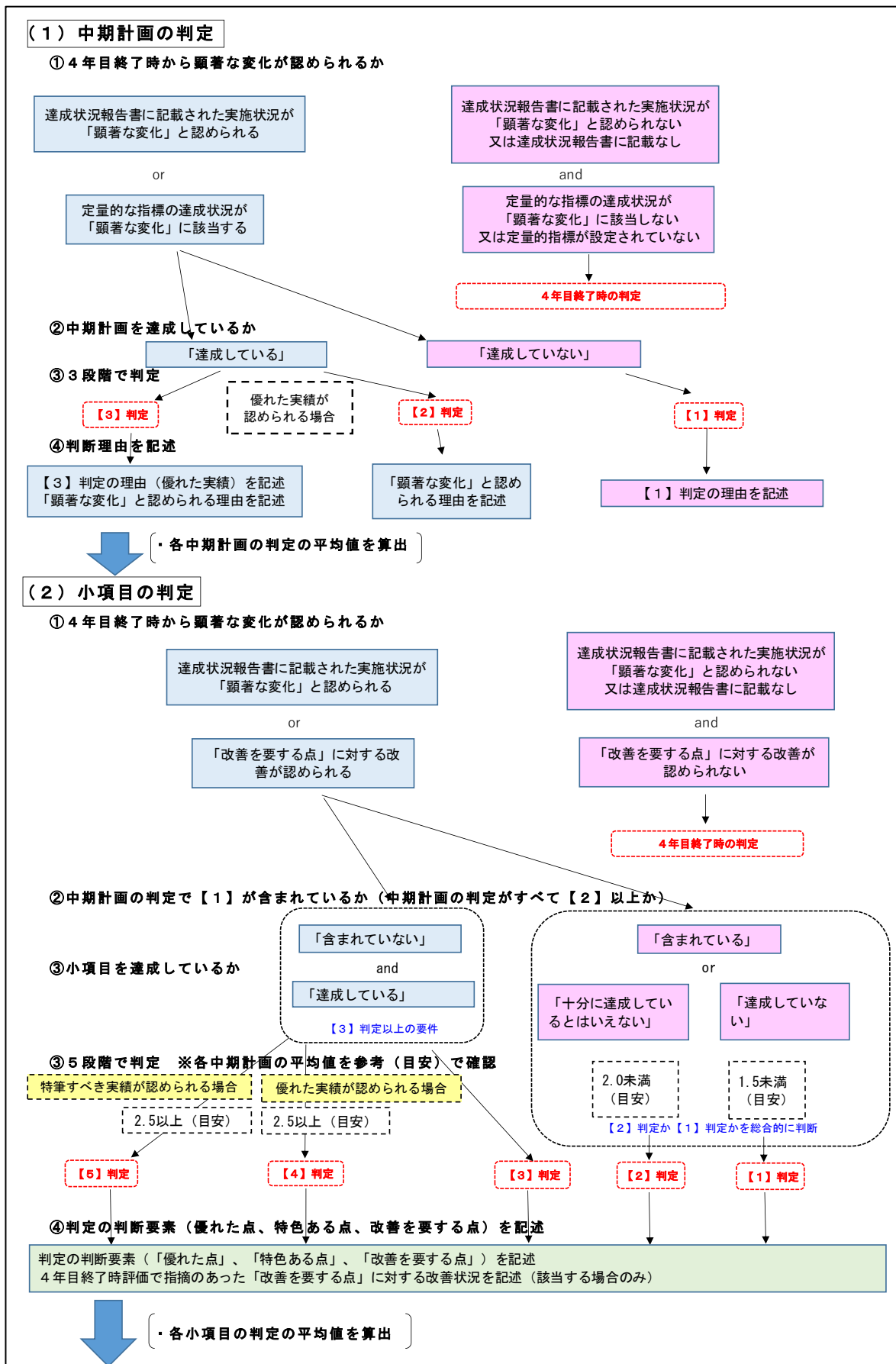
- 中期計画の達成状況を分析・判定するに当たっては、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮する。

中期計画の達成が見込まれていたにもかかわらず、明らかに新型コロナウイルス感染症の影響によって、当該中期計画に含まれる定量的な指標について中期計画を達成することができなかつたと認められる場合は、そのプロセスや内容を総合的に評価することとし、直ちに「十分に実施しているとはいえない（【1】判定）」とは判定しない。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して中期計画の達成状況を判定した場合には、その旨を書面調査シートの「判断理由（コメント）」欄に記述する。

- 4年目終了時評価では、令和2、3年度に見込まれる実績を含めて分析・判定しているが、新型コロナウイルス感染症の感染状況や法人の対応は日々変化していることから、中期計画に含まれている定量的な指標など、4年目終了時評価時における見込みと中期目標期間終了時の実績との乖離が大きいと認められる場合には、4年目終了時評価の分析・判定結果を見直すことができる。

【参考 1】 第 3 期 達成状況評価における段階判定の流れ（中期目標期間終了時評価）
 （「評価作業マニュアル」 P. 20～21）



(3) 中項目の判定

① 閾値に基づき中項目の判定を行う

【5】判定 4.2以上	【4】判定 3.5以上4.2未満	【3】判定 3.0以上3.5未満	【2】判定 2.0以上3.0未満	【1】判定 2.0未満
-----------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------

② 重大な改善事項がないか確認 (国立大学教育研究評価委員会判断)

ない

ある

【5】判定	【4】判定	【3】判定	【2】判定	【1】判定
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

「重大な改善事項」



- i 中項目の判定に使用した数値をそのまま大項目ごとに平均して算出
- ii 上記 i の平均値に現況分析の分析項目の判定結果を加算・減算
(国立大学教育研究評価委員会が最終的に決定)

加算

(変更なし)

減算

(4) 大項目の判定

① 閾値に基づき大項目の判定を行う

【5】判定 4.2以上	【4】判定 3.5以上4.2未満	【3】判定 3.0以上3.5未満	【2】判定 2.0以上3.0未満	【1】判定 2.0未満
-----------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------

「重大な改善事項」

【参考 2】評価の分析に当たっての留意事項（「評価作業マニュアル」P.17～18）

（評価の分析に当たっての留意事項）

i) 評価の対象となる国立大学法人等、あるいは学部・研究科等の歴史や伝統、規模や資源等の人的条件・物的条件、地理的条件等が各国立大学法人等によって多様なことを十分考慮してください。

大学共同利用機関法人の評価に当たっては、法人を構成する個々の研究所等の機能を踏まえて、法人全体の評価を導いてください。

ii) 国立大学法人等が特に重視している中期目標・中期計画がある場合は、それを踏まえて評価してください。

達成状況報告書において、「個性の伸長に向けた取組」に特に関連する中期計画には【★】が付されています。小項目の分析・判定において、当該中期計画の取組や活動、成果の内容が【4】判定の「個性の伸長への大きな寄与」、【5】判定の「個性の伸長への特筆すべき寄与」が認められるかどうかを判断する要素とすることが考えられます。

iii) 「戦略性が高く意欲的な目標・計画」については、達成状況のほかにプロセスや内容を評価するなど、積極的な取組として適切に評価してください。

達成状況報告書において、「戦略性が高く意欲的な目標・計画」に係る中期計画には【◆】が付されています。当該中期計画の分析・判定において、計画どおり実施できていない場合においても、教育研究の質の向上や高い教育研究水準の実現が確認できる場合は、「十分に実施しているとはいえない」とは判定しないでください。

iv) 中期計画の定量的な指標については、明らかに新型コロナウイルス感染症の影響によって達成できなかった場合、上記 iii)と同様、達成状況のほかにプロセスや内容を評価するなど、適切に評価してください。

v) 以下の考え方を参考に、「優れた点」、「特色ある点」及び「改善を要する点」の特記事項を抽出してください。

【優れた点※1】

優れた成果を出した取組であると判断されるものや、取組の結果、教育研究の質の向上が第2期中期目標期間終了時点から比べて目覚ましい状況にあると判断されるもの等、基本的には高い評価結果の判断根拠となるものが考えられます。

【特色ある点※1】

各国立大学法人等の多様な役割に配慮し、それぞれの個性を踏まえたユニークな取組であると判断されるものや、結果的に十分な成果は出ていなくても、先進的な取組や戦略性が高い目標・計画に係る取組であると判断されるものが考えられます。

【改善を要する点※2】

取組の状況等からみて工夫や努力等により改善が図られると判断できる場合等、基本的には低い評価結果の判断根拠となるものが考えられます。

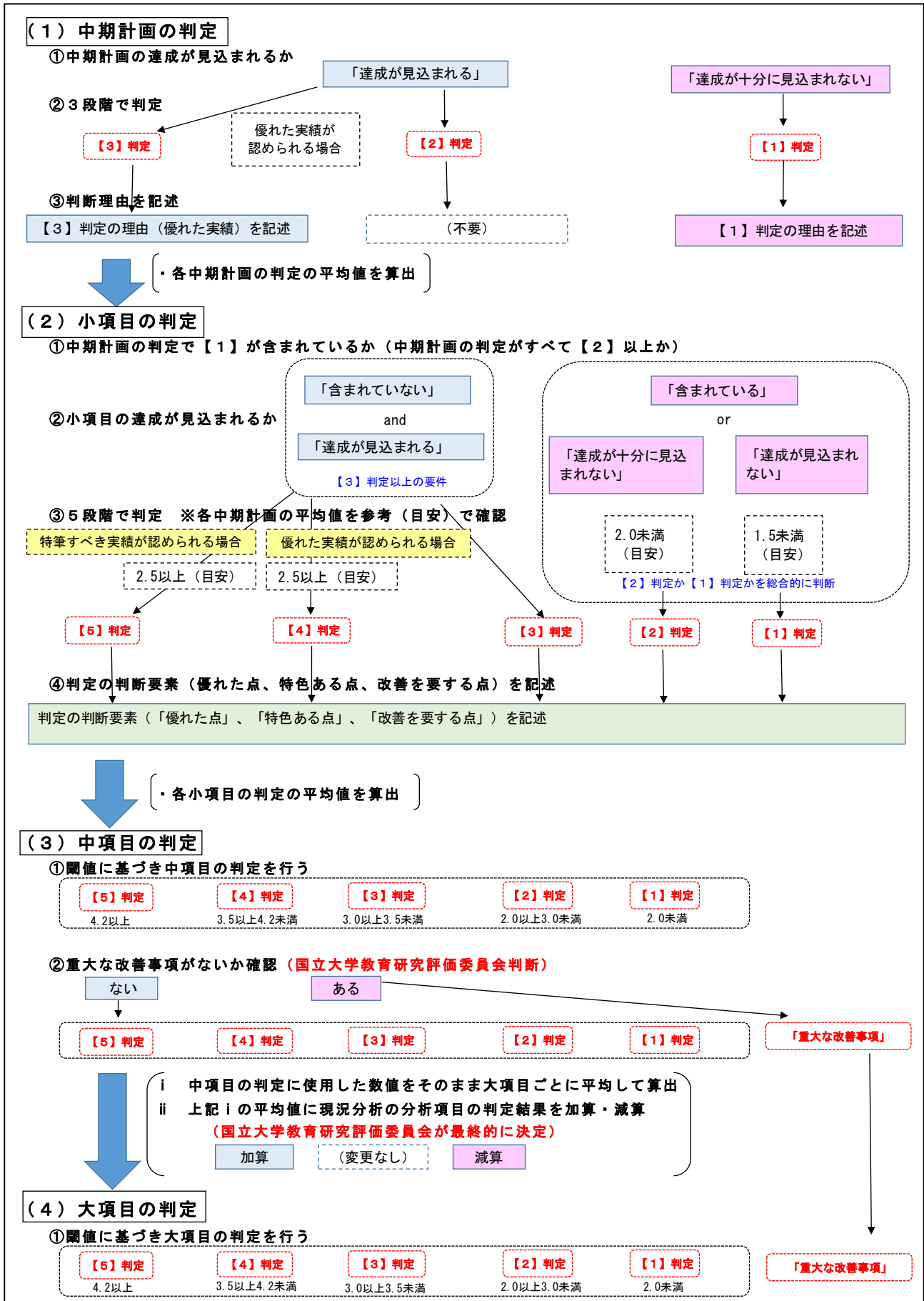
※1 **優れた点、特色ある点**は、小項目判定における「特筆すべき実績」又は「優れた実績」に相当するかどうかを判断する要素となります。法人側の自己分析を参考に、小項目に照らして、該当する中期計画の「実施状況」欄から抽出してください。

※2 **改善を要する点**は、中期計画判定、さらに小項目判定における低い判定の判断要素となります。法人側の自己分析を参考に、該当する中期計画の「実施状況」欄の記載及び小項目の「達成できなかった点」から、問題等を抽出してください。

（分析に当たっての確認事項の記述）

中期計画、小項目の分析・判定に当たり、分析に当たっての確認を要する事項（数値等に疑義がある場合、資料の追加提出を依頼する事項がある場合など）を、具体的に記述してください。「中期目標の達成状況報告書」の内容に関連する事項に限るようにしてください。

【参考3】第3期 達成状況評価における段階判定の流れ（4年目終了時評価）



【参考4】達成状況評価における現況分析による加算・減算について

1. 達成状況評価の段階判定への積極的な活用について

- 文部科学省国立大学法人評価委員会からの当機構への要請において、中期目標に関する達成状況の評価に当たっては、学部・研究科等の現況分析結果を十分に活用することが求められていることを踏まえて、4年目終了時評価では、現況分析結果の段階判定を達成状況評価における段階判定に活用した。
 - 具体的な活用イメージは以下のとおり。大項目「教育に関する目標」及び「研究に関する目標」の段階判定において、それぞれの中項目判定の平均値に、前者には現況分析の「教育」に係る分析項目の段階判定、後者には「研究」に係る分析項目の段階判定による加算・減算を行った。
- ※ 中期目標期間終了時評価においては、「評価作業マニュアル」P. 19に記載のとおり、達成状況評価における中期目標の段階判定を行うに当たり、4年目終了時評価で実施した現況分析の判定結果を基に算出した同じ値を加算・減算する。

2. 具体的な加算・減算の内容

【教育】

達成状況評価

当該法人における
大項目「教育に関する目標」
の中項目の平均値

+

現況分析：「教育」

当該法人における
(Ⅰ 教育活動の状況)、
(Ⅱ 教育成果の状況)
の全判定結果の平均値

- 2^{※1}

× 係数 0.5^{※2}

【研究】

達成状況評価

当該法人における
大項目「研究に関する目標」
の中項目の平均値

+

現況分析：「研究」

当該法人における
(Ⅰ 研究活動の状況)、
(Ⅱ 研究成果の状況)
の全判定結果の平均値

- 2^{※1}

× 係数 0.5^{※2}

- ※1 現況分析は4段階判定となっており、【2】判定（相応の質にある）が基準となる判定のため、現況分析の教育または研究の全判定結果の平均値が2を上回る場合は加算、下回る場合は減算となる。
- ※2 現況分析結果の加算・減算に当たっては、達成状況の評価結果であることを考慮し、係数「0.5」を設定する。